

平成28年4月26日

各位

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

代表取締役社長 島田 一義

「平成28年熊本地震」の被災者の方々への契約者貸付・入院給付金の特別取扱について

このたびの「平成28年熊本地震」により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：島田 一義）では、このたびの震災により被災されたご契約者さまに対して、以下のお取扱いをさせていただくことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 契約者貸付（新規貸付）のお取扱い

新規の契約者貸付（新規貸付）の利率引き下げによる利息免除の対応をいたします。

| | |
|-----------|---|
| 対象のご契約 | 災害救助法適用地域（※）に居住されている被災ご契約者をご加入の 個人保険・個人年金保険契約（ただし、変額保険を除く） |
| 金利 | 年利 0.0% |
| 上記金利適用限度額 | 解約払戻金の一定割合以内 |
| 上記金利適用期間 | 平成28年10月31日まで |
| 受付期間 | 平成28年6月30日まで |

※平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用地域。

2. 入院給付金のお支払いに関する特別取扱

当社では、約款規定に基づき、病院または診療所において医師による入院治療を受けられた場合に入院給付金をお支払いしておりますが、このたびの地震では、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることから、入院給付金のお支払いについて次のとおりお取扱いいたします。

(1) 直ちにご入院できなかった場合

地震により入院治療が必要なケガをされたものの、被災地等の事情により、直ちにご入院することができず、一定期間経過後にご入院された場合には、お客さまからお申出いただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(2) 必要な入院治療が受けられなかった場合（ケガ、病気の場合を含む）

引き続き入院治療が必要であったにもかかわらず、被災地等の事情により、当初の予定より早く退院し自宅・避難所等で療養された場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことにより、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(3) 医療施設にご入院できなかった場合（ケガ、病気の場合を含む）

入院治療が必要であったにもかかわらず、被災地等の事情により、入院できず自宅・避難所または臨時施設等で療養された場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことにより、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(注) これらのお取扱いについては、平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用地域を対象といたします。

以 上

<お問合せ先>

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 お客様サービスセンター
フリーダイヤル 0120-301-396

【受付時間】 9:00~17:00 ※土・日・祝日等を除く